

# 協議事項No.3(追加資料)

## 守谷市保健福祉審議会分科会設置に関する申し合わせ事項(案)

### 1. 分科会の設置について

守谷市保健福祉審議会条例に分科会設置についての規定はありませんが、同条例第9条の委任事項に審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるとの規定に基づき、本審議会において分科会の設置等を決定することとする。

### 2. 分科会の設置目的について

保健福祉審議会においては、所掌事務の増加などへの対応として、より効果的な審議を行うために各分野に分科会を設置し、分科会の協議を経て審議会で審議を行う運営方法とする。また、分科会開催に当たっては、計画策定や十分な審議を要する案件等を該当案件とする。

### 3. 分科会の構成について

分科会の名称と所管課は、次のとおりとする。

- ①「子ども・子育て分科会」すくすく保育課、のびのび子育て課
- ②「地域包括ケアシステム分科会」介護福祉課、健幸長寿課
- ③「健康づくり分科会」保健センター
- ④「障がい者福祉分科会」社会福祉課

### 4. 分科会長について

分科会には、分科会長を置き、委員の互選により定めるものとする。分科会長は、会務を総括する。

### 5. 分科会の招集について

分科会の招集は、分科会長の了解を得て分科会の所管課が招集するものとする。

### 6. 分科会の設置期間について

現任期期間の令和6年3月31日までとする。

### 7. 分科会出席に伴う委員報酬等の扱いについて

分科会出席による保健福祉審議会委員の報酬等は、委員1人1日当たり謝金2,000円とし、費用弁償（交通費等）分を加算した金額を支払うものとする。

### 8. 委員以外の出席について

協議内容に必要な情報や意見を求めるために、保健福祉審議会委員以外の方の分科会への出席を認めるものとする。

### 9. 保健福祉審議会の会長及び副会長について

保健福祉審議会の会長及び副会長は、審議会審議への中立性を確保するため分科会に所属しないこととするが、特段の事情を有する場合はこの限りでない。